

○小野町特定建設工事共同企業体取扱要綱

(令和8年8月31日要綱第32号)

(目的)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事等に係る特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより確実かつ円滑な施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(企業体活用の原則)

第3条 企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができると認められる場合など、適正な範囲とする。

(対象工事)

第4条 町長は、工事の規模、内容等を総合的に勘案のうえ、企業体が発注する工事を決定するものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 企業体の構成員数は、原則として2者又は3者とし、工事ごとに定め、発注工事に対応する工事種別における有資格業者の組合せとする。

(構成員の技術的要件等)

第6条 企業体の全ての構成員は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 小野町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること

(2) 発注工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けており、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 許可後の営業年数が3年以上あること。

イ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置し得ること。

2 その他必要と認められる事項は、公告により明らかにするものとする。

(代表者)

第7条 企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、原則として構成員のうち施工能力又は遂行能力の高い者で、中心的役割を担うものとする。

2 代表者は、工事の施工に関し、発注者等との折衝並びに請負契約に関する権利を有するものとする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該企業体の構成員数に応じ、次に定める割合以上とする。

- (1) 2 者の場合 30 パーセント
 - (2) 3 者の場合 20 パーセント
- (公告並びに資格審査等)

第 9 条 競争入札により企業体に工事を発注するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 構成員の数及びその組合せ、各構成員の技術的要件及び出資比率並びに代表者要件
 - (2) 認定資格の有効期間
 - (3) その他町長が必要と認める事項
- 2 企業体により入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体構成員表（様式第 1 号）及び特定建設工事共同企業体協定書（様式第 2 号）のほか公告で指定する書類等を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容について審査し、その結果を代表者に通知するものとする。
- 4 資格審査に係る具体的な手続及び処理の方法については、公告に基づく。
- (入札参加資格)

第 10 条 前条第 2 項による入札参加資格の認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とする。

(解散の時期)

- 第 11 条 企業体は、当該請負契約履行後 3 箇月を経過するまでの間は解散することができないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。
- (構成員の脱退及び加入)

- 第 12 条 構成員のいずれかが脱退した場合には、既存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負う。
- 2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が施工等の主導的役割を担っていたこと等により、既存構成員のみでは適正な施工等の確保が困難と認められるときは、当該工事の契約権者は、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請（様式第 3 号）に基づき、新たな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができる。
- (その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 31 日から施行する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

特定建設工事共同企業体構成員表

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 9 条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 12 条関係)

特定建設工事共同企業体構成員新規加入承認申請書

[別紙参照]